

ワーケーション実証費用助成金



富良野市では、市外企業の社員等が、本市の宿泊施設に滞在し、テレワークや研修などの仕事と余暇を組み合わせたワーケーションを実証した場合、市内の宿泊費及びワークプレイス利用料の一部を助成します。

対象者

次に掲げる（１）または（２）に該当し、（３）から（７）の要件を全て満たす企業等に勤める社員等（但し、中小企業・小規模企業者においては役員も含む。）とする。

- （１）日本標準産業分類に掲げる情報通信業の企業等
- （２）テレワークの活用を通して柔軟な働き方を推進する企業等
- （３）法人として既に１年以上の事業活動実績があること。
- （４）企業等から宿泊費、ワークプレイス利用料を支給されていないこと。
ただし、社員等が企業等に当該助成金の活用を事前相談し、承認を得た上で、社内規定等に基づき、企業等が支給する場合はこの限りでない。
- （５）国・都道府県その他の公的機関から同種の助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- （７）富良野市暴力団排除条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者該当しない者であること。

※個人事業主・フリーランス及び帯同する家族は助成対象外となります。

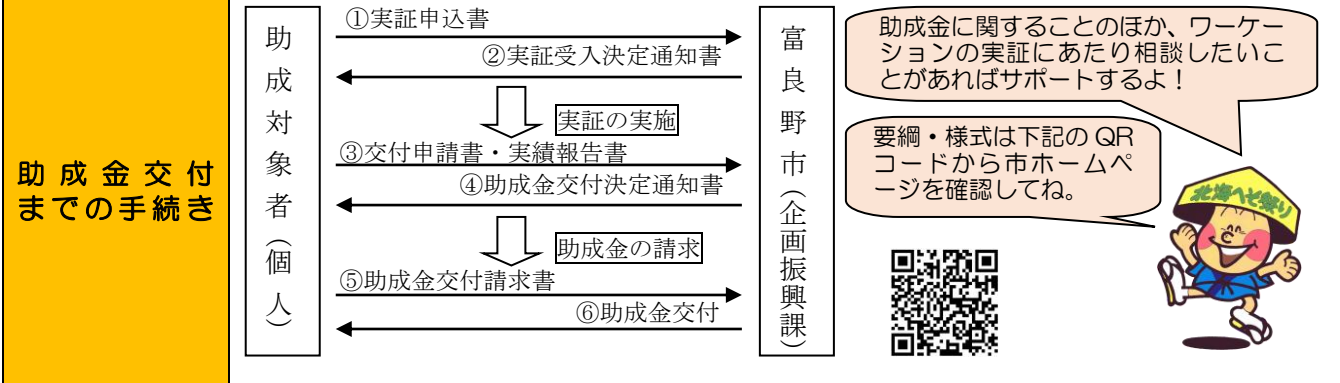
助成対象経費 助成限度額

| 助成対象経費 | 助成限度額 | 助成割合 | 単位 | 備考 |
|----------------|----------|--------|-------|-----------|
| 宿泊費(素泊り又は朝食付き) | 10,000 円 | 1/2 以内 | 1泊/1人 | 7 連泊分まで助成 |
| ワークプレイス利用料 | 3,000 円 | 1/2 以内 | 1日/1人 | 5 日分まで助成 |

※確認書類として「領収書」等の写しは必須

助成要件

- ・富良野市内に 4 泊以上滞在（連泊に限る・宿泊施設の変更は可）すること。
- ・同一期間中に同一の企業等に所属する社員等による実証は、5 人以内であること。
- ・同一社員等が年度内に実証できるのは 2 回までとする。
- ・同一企業の社員等が年度内に実証できる延べ人数は、10 人以内であること。
- ・滞在期間中、ワーケーションの実施を SNS で紹介し、本市の魅力を拡散すること。
- ・滞在期間中、本市の関係者と 1 回以上、情報交換会あるいは交流会に参加すること。



問合せ先

〒076-8555 北海道富良野市弥生町 1 番 1 号 富良野市企画振興課企画振興係
 電話：0167-39-2304 Email：iju.soudan@city.furano.hokkaido.jp
 ※日程を調整の上、オンライン（ZOOM）による相談も受付・対応も致します。